ACP 委員会規程

（設置目標）

第１条　　森山記念病院で人生の最終段階を迎える患者の医療・ケアについて、意思決定支援の指針に基づき本人の意思が尊重される環境整備に資することを目標とし ACP 委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（構　成）

第２条　　委員会は以下の各号に定める委員をもって構成する。

第１項

（１）　医師

（２）　看護師

（３）　薬剤師

（４）　リハビリテーション専門職

（５）　医療ソーシャルワーカー

（６）　管理栄養士

（７）　事務局長 又は 事務局職員

（８）　その他　委員長が必要と認める職員

第２項　前項に掲げる委員は病院長が指名する。

第３項　委員会に委員長を置き、委員長には医師がその任に当たり、病院長がこれを指名する。

（任　期）

第３条　　任期については特に定めない。欠員が生じた場合は、病院長が後任を指名する。

（業　務）

第４条

第１項　　委員会は３ヶ月毎１回開催し、別に定める様式による報告を求め、次の各号における事項を調査・審議する。

（１）　　本人の意思決定する力を高める支援に関すること。

（２）　　本人の意思決定ができる場合の意思決定支援に関すること。

（３）　本人の意思が確認できない場合の、本人の推定意思を尊重する支援に関すること。

（４）　本人の意思を推定できない場合、家族等がいない場合の本人にとって最善の方針について医療・ケアチームで合意することに関すること。

（５）　その他 ACP に関する環境整備における重要事項に関すること。

第２項　委員会は、前項の審査結果を速やかに病院長に報告するものとする。

（運　営）

第５条

第１項　委員長は必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

第２項　委員長は、特に必要と認めたときは委員以外のものを出席させ、意見を聞きまたは資料の提出をさせることができる。

（記録の保存）

第６条　委員会の審議内容は記録し、５年間保存する。

（雑　則）

第７条　この規定以外に定めるものの他、必要な事項は病院長が別に定める。

（付　則）

この規程は令和６年４月１日から実施する。